

ひとり親家庭 ガイドブック

ひとり親支援

ひとり親家庭相談窓口 2頁
手 当 と 助 成 3～4頁
利用できる各種制度等 5～11頁
(住宅・生活・仕事・身近な支援)



子育て支援

子育て支援制度 12～13頁
奨 学 金 等 14頁



摂 津 市

令和8年(2026年)8月

ひとり親支援

お子さんの年齢	就学前(0～6歳)	小学校(～12歳)	中学校(～15歳)	高校(～18歳)	大学等(～22歳)
児童扶養手当 3ページ					
ひとり親医療 4ページ					
大学生等医療助成 4ページ					
ひとり親貸付 進学費用10ページ					

子育て支援

お子さんの年齢	就学前(0～6歳)	小学校(～12歳)	中学校(～15歳)	高校(～18歳)	大学等(～22歳)
一時預かり 12ページ					
ショートステイ 13ページ					
ファミリーサポートセンター 13ページ					
就学援助 14ページ					
奨学金制度 14ページ					

本冊子に掲載している「ひとり親家庭」とは

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定している母子家庭及び父子家庭のことです。

次に該当する方で、20歳未満の児童を扶養している家庭

配偶者と死別し、現に婚姻をしていないもの

離婚し、現に婚姻をしていないもの

配偶者の生死が明らかでないもの

配偶者から遺棄されているもの

配偶者が海外にあるためその扶養をうけることができないもの

配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの

配偶者が法令により長年にわたって拘禁されているためその扶養をうけることができないもの

婚姻によらないで母又は父となり現に婚姻していないもの

父又は母がDV防止法第10条第1項による保護命令を受けたもの

「配偶者」には内縁関係の夫・妻を含み、「婚姻」には内縁関係を含みます。

本冊子の内容は、令和8年8月現在のものです。変更することがありますので、ご確認ください。

ひとり親家庭相談窓口

相談内容	日時（日祝、年末年始除く）	窓口
離婚前相談 ひとり親家庭の自立に向けて、あらゆる相談に応じます。父子家庭相談可	毎週月～金曜日 10：30～17：00	☎06-6383-1980 摂津市こども政策課
女性弁護士が対応 離婚、相続やDVなど女性が直面する法律上に関する相談 ※一時保育あり 無料（0歳～就学前児、5日前までに要予約）	第2火曜日 14：00～16：15 第4火曜日 17：00～19：15 面接（要予約）1回30分 祝日及び年末年始除く	☎06-4860-7114 摂津市立男女共同参画センター 「女性のための相談室」 （摂津市立コミュニティプラザ内）
生活相談、離婚前相談 ※一時保育あり	毎週月～土曜日 10：00～16：00（要予約） 祝日及び年末年始除く	☎06-6748-0263 大阪府立母子・父子福祉センター 大阪府母子家庭等就業・自立支援センター
法律相談（弁護士による） （離婚、相続、金銭貸借等、法律上の問題や養育費） ※一時保育あり	第2土曜日、奇数月は第4木曜日も実施 13：00～15：00（要予約）	
親子交流・養育費相談	毎週月～土曜日 10：00～15：00 祝日及び年末年始除く	
就業相談、就業紹介 ※一時保育あり	毎週月～土曜日 10：00～16：00 祝日及び年末年始除く	
子どもの養育や健康管理、その他生活全般	土・日・祝日 10：00～17：00 平日・休日夜間 18：00～23：00 年末年始除く	☎072-923-4152 ひとり親家庭休日・夜間相談 社会福祉法人八尾隣保館
母子家庭の交流や情報交換の場の提供	毎週月～金曜日 9：00～17：15 祝日及び年末年始除く	☎06-6381-7529 摂津市母子福祉会 入会受付随時 （摂津市役所食堂内売店）

児童扶養手当

父母の婚姻解消等により、父又は母親と生計を同じくしていない児童を監護・養育している場合、その父母又は養育者に手当を支給する事業です。

下記①から⑧のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの(政令で定める程度の障害を持っている場合は20歳未満)児童を監護している父母、又は父母にかわって児童を養育している方(児童と同居し、監護し、生計を維持している方)に支払われます。(所得制限があります。)国内に住所がない場合は対象になりません。

- ①父母が離婚した ②父又は母が死亡した ③父又は母が障害を持っている
 ④父又は母の生死が不明 ⑤父又は母が引き続き1年以上遺棄している
 ⑥父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている ⑦母が未婚で出産した
 ⑧父又は母がDV防止法第10条第1項による保護命令を受けた児童

手当月額 児童1人目:11,340円～48,050円

児童2人目以降: 5,680円～11,350円加算

※上記の手当額は、物価変動等の要因により、改定されることがあります。

支払方法 請求日の翌月分からを、奇数月にそれぞれの前月分までを銀行口座へ振込みます。

申請手続 こども政策課へお問合せください

現況届 認定を受けられた場合、毎年7月末頃に現況届の提出に関する通知を送付しますので、8月31日までに現況届(所得状況等届)の提出が必要となります。

所得制限 父母又は養育者の所得及び同居扶養義務者の所得に制限があります。

所得限度額

扶養親族の人数	父母又は養育者		孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
0人	69万円未満	208万円未満	236万円未満
1人	107万円未満	246万円未満	274万円未満
2人	145万円未満	284万円未満	312万円未満
3人	183万円未満	322万円未満	350万円未満

※扶養親族が一人増すごとに38万円を加算

※一律控除(80,000円)、医療費(当該控除額)等の控除があります。

(詳細については、市ホームページをご覧ください)。→

＜問合せ＞ こども政策課【06-6383-1980】



ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の保護者の経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成を行っています。

- 助成の対象** ひとり親家庭に属する18歳(18歳に到達した年度の末日)までの子と、母・父及び養育者。ただし、所得制限があります。
- 助成の範囲** 入院及び通院にかかる保険診療医療費の患者負担額から、一部自己負担金を除いた額(ただし、高額療養費・家族療養附加金を差し引いた額)
- 申請に必要なもの** 加入医療保険資格情報が確認できるもの・児童扶養手当証書(児童扶養手当の受給者)又は年金証書(公的年金の受給者)
- その他必要書類** ※府外診療及び食事療養費には還付申請が必要です。また、入院時食事療養費の助成対象者は、健康保険制度上の「低所得者」の方のみとなります。詳しくはお問合せください。

所得制限 父母又は養育者の所得及び同居扶養義務者の所得に制限があります。

所得制限限度額

扶養親族の人数	父母または養育者	孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
	所得制限限度額	
0人	208万円未満	236万円未満
1人	246万円未満	274万円未満
2人	284万円未満	312万円未満
3人	322万円未満	350万円未満

※扶養親族が一人増すごとに38万円を加算

※一律控除(80,000円)、その他諸控除(医療費控除等)があります。

大学生等の医療費助成

※対象は、ひとり親家庭に属する22歳(22歳に達した年度の末日)までの大学生等(大学、短期大学、専修学校(専門課程に限る)、高等専門学校に在学する者)及びその保護者

※所得制限及び助成の範囲は、18歳未満のひとり親家庭医療費助成と同じです。

※申請は、保護者が申請時にひとり親医療証の交付を受けている場合と受けていない場合で、必要書類が異なりますので、お問い合わせください。

※認定期間中の医療証の交付はありません。(ただし、18歳未満の児童を監護・養育されている方にはひとり親医療証を交付しています。)

<問合せ> こども政策課【06-6383-1980】

減免や割引など

①温水プール利用料の割引

以下に該当する場合、温水プールの一般利用料金が全額免除となります。

割引対象	証明となるもの
児童扶養手当の支給を受けている方及びその家族	児童扶養手当証書またはひとり親医療証
特別児童扶養手当の支給を受けている方及びその家族	特別児童扶養手当証書
遺族基礎年金の支給を受けている方及びその家族	遺族基礎年金証書

＜問合せ＞ 温水プール【06-6319-0858】

②JR通勤定期乗車券の特別割引制度

児童扶養手当の受給世帯の方が、JR通勤定期乗車券を購入する場合、証明書を添えて申し込むと3割引で購入できます。

証明書発行には、児童扶養手当の証書及び証明写真(縦3cm×横2.5cm、撮影後半年以内)をご持参ください。更新時には新たな証明写真(縦3cm×横2.5cm、撮影後半年以内)が必要です。

＜問合せ＞ こども政策課【06-6383-1980】

③万博公園等の特別割引

各種公的年金及び児童扶養手当を現に受給しているひとり親世帯の方は、万博公園の自然文化園、日本庭園は無料で入園できます。日本民芸館を利用するときは、割引制度を実施しています。

＜問合せ＞ こども政策課【06-6383-1980】

府営住宅の優遇制度

母子（父子）家庭及び母子（父子）家庭に準じる状況にある方（準じる状況については子ども家庭センター等の証明が必要）は、府営住宅の総合募集（偶数月実施）において、福祉世帯向け募集枠にお申し込みいただけます。

詳しくは、下記にお問い合わせいただくか、申込用紙に添付されている案内をお読みください。

申込用紙配布場所 資産活用課、各府民お問合わせセンター情報プラザ、
各府営住宅管理センター、大阪府庁別館住宅相談室等

＜問合せ＞ 大阪府住宅 高槻管理センター【072-685-1091】

母子生活支援施設

経済的な理由や様々な事情のため、こどもの養育が十分にできない18歳未満のこどもがいる母子家庭の方を入所させ、保護するとともに自立の促進のためにその生活を支援する施設です。

＜問合せ＞ こども政策課【06-6383-1980】

社会福祉協議会生活福祉資金の貸付

大阪府社会福祉協議会が実施している大阪府生活福祉資金の相談・受付を行っています。貸付資金の種類によって、対象世帯・条件が異なりますので、まずは一度ご相談ください。

＜問合せ＞ 摂津市社会福祉協議会【06-4860-6460】

大阪府の日常生活支援事業

大阪府の委託を受けて、登録された経験豊かなヘルパー（家庭生活支援員）を派遣し、一時的な保育や日常生活のお手伝いなどを行っています。

利用内容 児童保育：保育所の送迎 保育 身の回りの世話など
家事援助：簡単な身体介助 病院の付き添い 日用品の買い物 簡単な食事の支度
居室の掃除 衣類の洗濯 など

利用料	生活保護世帯、市民税非課税世帯	無料
	児童扶養手当支給水準の世帯	1時間あたり150円
	上記以外の世帯	1時間あたり300円

※1事由につき年間10回を限度とする

※ご利用には事前の登録が必要です。

＜問合せ＞ 大阪府母子寡婦福祉連合会【06-6748-0263】

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童で、高等学校卒業程度認定試験のために講座を受講した場合に、受講に係る経費の一部を支給します。

支給額 通信制の場合
ア：受講開始時に受講費用の40％に相当する額（上限10万円）
イ：受講修了時に受講費用の50％に相当する額からアを差し引いた額（アと合わせて上限12万5千円）
ウ：試験合格時に受講費用の10％に相当する額（アとイ合わせて上限15万円）
※通学制の場合は上記の額の2倍になります。

対象者 次の条件をすべて満たす方
・母子・父子自立支援プログラム策定等を受けていること
・高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であること
・対象講座の受講を開始する時に大学入学資格を有していないこと

その他 講座を受講する前に、必ず母子・父子自立支援員にご相談ください。

＜問合せ＞ こども政策課【06-6383-1980】

摂津市養育費確保支援補助金

ひとり親の方が養育費を確実に受け取り、こどもの権利を守るために、養育費に関する公正証書などを作成した場合や、保証会社と「養育費保証契約」を締結した場合に、対象費用を補助します。（上限5万円）

＜問合せ＞ こども政策課【06-6383-1980】

自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父で、市が承認した教育訓練給付講座を受講し修了した場合に、受講に係る経費の一部を支給します。

- 支給額
- ・一般教育訓練又は特定一般教育訓練の受講のために本人が支払った費用の60%に相当する額(上限20万円)
 - ・専門実践教育訓練の受講のために本人が支払った費用の60%に相当する額(上限40万円)

※専門実践教育訓練については制度拡充していますので個別にご相談ください。

- 対象者
- 次の条件をすべて満たす方
- ・母子・父子自立支援プログラム策定等を受けていること
 - ・教育訓練を受けることが適職に就くために必要であること
 - ・以前にこの給付金を受けていないこと

- 対象講座
- 雇用保険制度に基づき指定された(一般・特定一般・専門実践)教育訓練講座
市長が特に認める就業に結びつく可能性の高い講座

- その他
- 講座を受講する1カ月前に、必ず母子・父子自立支援員にご相談ください。

<問合せ> こども政策課【06-6383-1980】

高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母又は父子家庭の父で、就職に有利な資格を取得するため、6月以上の養成機関で修業する場合に、修業期間の全期間において、以下の金額を支給します。

市民税非課税世帯(注※)	月額100,000円 (最後の12か月は月額140,000円)
市民税課税世帯(注※)	月額70,500円 (最後の12か月は月額110,500円)

- 対象者
- 次の条件をすべて満たす方
- ・児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準であること
 - ・養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
 - ・就業又は育児との両立が困難であると認められる者であること
 - ・以前に訓練促進費を受けていないこと

- 対象資格
- 看護師 介護福祉士 保育士 理学療法士 作業療法士 歯科衛生士など

- その他
- 交付の申請をする前に、母子・父子自立支援員にご相談ください。

(注※)ひとり親家庭の父母が父母・兄弟姉妹等の扶養義務者と住所に住民登録がある場合(世帯分離されている場合も含む)は、扶養義務者の市民税課税状況も審査の対象となります。

<問合せ> こども政策課【06-6383-1980】

高等職業訓練促進貸付事業

母子家庭の母又は父子家庭の父で、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、入学準備金・就職準備金を貸し付けます。

対象者 次の条件をすべて満たす方

- ・母子家庭の母又は父子家庭の父
- ・高等職業訓練促進給付金等事業の支給対象であること

貸付額 養成機関への入学時に、入学準備金として50万円

養成機関を修了し、かつ資格を取得した場合に、就職準備金として20万円

貸付金の返還免除

養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5年間その職に従事したときは、貸付金の返還が免除されます。

その他 講座を受講する前に、必ず母子・父子自立支援員にご相談ください。

<問合せ> 大阪府母子寡婦福祉連合会【06-6748-0263】

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 住宅支援資金貸付制度

母子・父子自立支援プログラムの策定を受けて、自立に向けて意欲的に就職活動に取り組んでいるひとり親の方々に対し、住居の家賃(実費相当)を無利子で貸し付けます。

貸付できる額 家賃の実費(上限7万円/月、最大12か月まで)

貸付金の免除 貸付けを受けた日から1年以内に就職、もしくは母子・父子自立支援プログラムを策定した時より高い所得が見込まれる転職をし、就業を1年以上継続した時は、貸付金の返還が免除されます。

その他 必ず母子・父子自立支援員にご相談ください。

<問合せ> 大阪府母子寡婦福祉連合会【06-6748-0263】

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

こどもの進学のための資金や学費などの貸付について母子・父子自立支援員が相談に対応します。相談、手続等で来庁される場合は、事前にお電話ください。

＜問合せ＞ 母子・父子自立支援員

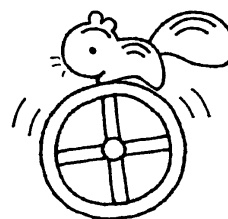
こども政策課 【06-6383-1980】

月～金曜日 午前10時30分～午後5時

主な貸付

	就学支度金	修学資金
対 象 者	ひとり親家庭の児童、父母のない児童、寡婦に扶養されている20歳以上の子	
資 金 使 途	高校・大学等への入学に際し必要となる被服の購入や入学金等に充てる資金(授業料は「修学資金」「修業資金」となります)	高校・大学等の修学において必要な授業料・教科書代・通学費等に充てる資金
据 置 期 間	卒業後6か月	
貸 付 限 度 期 間		その学校の定める最短修業年限
利 子	無利子	
延 滞 金 利	延滞元利金額につき3.0%	
貸 付 限 度 額	150,000円～590,000円(1回) ※学校種別等で限度額が異なります	月額27,000円～183,000円 ※学校種別等で限度額が異なります

- ・連帯保証人が必要となる場合があります。
- ・一部貸付対象外となる学校・コースがあります。
- ・大阪府育英会奨学金、高等教育の修学支援新制度、日本学生支援機構奨学金など、他制度との併用についてはご相談ください。



摂津市母子福祉会

摂津市母子福祉会からのPR

お母さんの笑顔が一番！
 こどもたちにとって何よりの贈り物はお母さんの笑顔。ただお母さんにも時には笑えない日だってあるはず。そんな時、ひとりであるよりも話し合える仲間がいれば勇気百倍。仲間をつくりたくても、機会も時間もないと思っているお母さん、ぜひ母子福祉会のことを知ってください。

市内の母子・寡婦の方を対象に相談やともに楽しめる行事や催しを行っています。

市内在住の母子家庭・寡婦の方ならどなたでも参加できます。会費は年800円です。

行事内容 母子福祉大会・総会（講演会もあります）
 年忘れ母と子の集い（12月）
 バス日帰り旅行などの親子で楽しめる研修会及び交流会
 寡婦対象の研修旅行
 中学3年生卒業祝い など

いろいろな行事をみんなで考え、みんなが力を合わせて楽しい会をつくりましょう。

若いお母さんたちの会「母子部会」もあります。

20歳未満のこどもを養育している母子家庭のお母さんとこどもの会です。母子部会は、交流の場を提供するとともに情報を交換するなど、孤立しがちなお母さんを支え生活の向上を図るために活動をしています。皆さんの入会をお待ちしています。

<問合せ> こども政策課【06－6383－1980】
 母子福祉会（市役所食堂内売店）【06－6381－7529】
 ※市役所内の売店は、母子福祉会の店と事務所をかねています。
 役員が手伝っていますので、いつでもお気軽に相談・休憩にお越しください。



一時預かり事業

週3日以内のお仕事や、病気通院、家族の看護・介護、冠婚葬祭などの理由による一時的な預かりや、保護者の育児に伴う心理的・身体的負担を緩和する育児リフレッシュのための一時預かりを実施しています。

実施施設	認定こども園千里丘愛育園	認定こども園正雀愛育園
	認定こども園せつつ遊育園	認定こども園一津屋愛育園
	認定こども園とりかい遊育園	認定こども園摂津ひかり幼稚園
	認定こども園つるのひまわり園	認定こども園とりかいひがし遊育園
	認定こども園摂津ひかり保育園	認定こども園子育て総合支援センター
対象児童	摂津市内在住が原則(生後3か月から就学前まで)	
	※ただし、とりかい遊育園・摂津ひかり幼稚園・つるのひまわり園は生後6か月から就学前まで	
利用理由	①仕事・職業訓練・学校・病気による通院等での利用の場合、週3日以内	
	②育児リフレッシュによる利用の場合、週3日以内	
	※子育て総合支援センターのみ、月当たり4日が上限	
	③入院・出産・看護介護等、緊急かつ連続しての利用が必要な場合、連続して1か月以内	
利用日時	月曜日～金曜日の午前9時～午後5時 ※延長・土曜日の保育は行っていません。	
利用料	3歳未満児 日額2,000円 3歳以上児 日額1,500円	
	※半日利用の場合は半額になります(午前9時～午後1時、午後1時～午後5時)	
	※給食やおやつ等の飲食物費等が別途必要です。	
	※幼児教育・保育の無償化制度や利用者補助金制度があります。	
利用方法	利用する各園で一時預かりの登録と申込を行ってください。	
	(詳細については、市ホームページをご覧ください)。→	

<問合せ> 保育教育課【06-6383-1184】及び各実施施設



こども誰でも通園制度

多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できるこども誰でも通園制度を実施しています。

対象児童	保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満までのこども	
実施施設	認定こども園KENTOひまわり園	認定こども園せつつあそびまち遊育園
	認定こども園つるのひまわり園	認定こども園一津屋愛育園
	認定こども園正雀愛育園	認定こども園とりかいひがし遊育園
	(詳細については、市ホームページをご覧ください)。→	

<問合せ> 保育教育課【06-6383-1184】及び各実施施設



ショートステイ

保護者の疾病・出産・看護などで、一時的に養育が難しい児童を、一定期間、児童養護施設等で預かります。

利用期間 7日以内

利用負担 所得によっては利用料金が必要な場合があります。なお、生活保護受給世帯や住民税非課税世帯でひとり親家庭の世帯は無料になります。

＜問合せ＞ こども家庭相談課【06-6155-6302】

ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けをしてほしい方「依頼会員」と、子育てのお手伝いをしたい方「援助会員」の橋渡しを行う会員制の育児支援制度です。近くの人同士の助け合いや地域での子育てを応援しています。

対象児童 市内在住の3カ月～小学校までの児童

依頼内容 保育所・幼稚園の送迎

保育所・幼稚園の開始時間まで及び終了後のこどもの預かり等

学校の放課後や学童保育終了後のこどもの預かり

親が自分の時間を持つ間のこどもの預かり

報酬 依頼会員が援助会員に直接支払い

平日 8:00～20:00 1時間当り 700円

早朝・夜間 1時間当り 800円

土曜・日曜・祝日 1時間当り 800円

※ひとり親等であって、児童手当・児童扶養手当を受給している方、ひとり親家庭医療証をお持ちの方、または多胎児を養育している方、生活保護を受給している方は後日利用料金の半額が補助されます。（1月あたりの上限額あり・補助申請の問合せは出産育児課（06-6170-2181）へお願いします。）

預かり場所 援助会員のお宅で預かります。

＜問合せ＞ せつつファミリーサポートセンター（摂津市社会福祉協議会内）【06-6383-3341】

就学援助制度

経済的な理由により、公立小学校や中学校の就学が困難な家庭に、学用品費・通学用品費や学校給食費などを援助します。

対象者 世帯の所得が認定基準の額の範囲内である方（世帯人数により異なります）

対象となる費目（学年あるいは小学校か中学校かにより異なります。）

入学準備金（小・中学校就学予定者のみ）、学用品費・通学用品費、校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費（中学校のみ）、学校病の治療費、生徒会費（中学校のみ）など

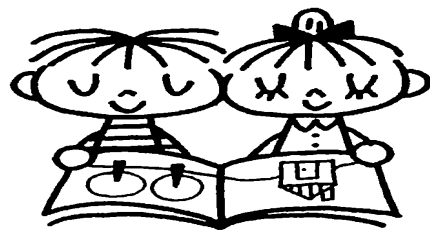
＜問合せ＞ こども政策課【06－6383－1980】

奨学金制度

進学に必要な能力と意欲を持つ子どもたちが家庭事情や経済的理由により進学をあきらめることなく、自らの能力や適性にあった進路を自由に選択できるよう、経済的、精神的に支援していく制度で、先輩奨学生から返還されたお金を財源として、新たな奨学生に貸与していく制度です。

各種奨学金について

＜問合せ＞ 教育センター【072－637－0783】



摂津市ひとり親ガイドブック

令和8年（2026年）8月



編集・発行：摂津市教育委員会事務局
こども家庭部こども政策課

〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号

06-6383-1111（大代表）

072-638-0007（代表）

06-6383-1980（直通）